明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○記念物を登録記念物に登録する件（**文部科学**三）　一
○文化的景観を重要文化的景観に選定する件（**同**四）　二
○重要文化的景観に地域を追加して指定し、一部を解除する件（**同**五）　四
○重要文化的景観に地域を追加して指定する件（**同**六）　四
○学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの認証評価の業務の廃止の届出に関する件（**同**七）　九
○学校教育法第百十条第二項の規定に基づく認証評価機関の認証に関する件（**同**八）　一四
○自動車の型式を指定した件（**国土交通**五四～八六）　一四
○自動車の装置の型式を指定した件（**同**八七～一一四）　一六
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（**同**一一五～一二〇）　一六
○自動車の型式についての指定を取り消した件（**同**一二一～一三〇）　一七
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（**同**一三一～一四〇）　一七
○小型特殊自動車の型式を指定した件（**同**一四一～一四七）　一八
○小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件（**同**一四八～一五一）　一九
○原動機付自転車の型式を認定した件（**同**一五二～一五四）　二〇
○指定自動車の指定製作者等の名称を変更した件（**同**一五五）　二〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
基本測量関係事項関係　二〇
裁判所
破産、免責、再生関係　二五
特殊法人等
独立行政法人理化学研究所、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録関係　四六
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　四七
会社その他
会社決算公告　五〇